

松江の文化力を生かしたまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 伝統文化芸術振興に関する取組の視点（第5条）

第3章 伝統文化芸術振興計画（第6条）

第4章 松江市伝統文化芸術振興審議会（第7条－第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

私たちの祖先は、豊かな自然や土地を背景にした国の成り立ちを、「神話」として後世に伝えてきました。

今も美保関に残る「青柴垣神事」^{あおふしがき}をはじめとする様々な伝統行事も、この国引きの大地と海が生み出す恵みを糧として、この地に住む人々に、いにしえより綿々と受け継がれてきました。奈良時代、『出雲国風土記』^{いずものくに}に記された意宇郡、秋鹿郡、島根郡などの地名や国引き神話などの伝承は今でも伝わり、生き続けているのです。

この地は太古以来、どの時代においても多くの人々が住み続け、出雲国の中心として活力を維持し、日々の生活文化や伝統行事を継承しながら、今日を迎えている国内でもまれな地方なのです。

江戸時代初めに、「堀尾吉晴」が城と城下町を築き、この城下町に「松江」という名前がつきました。松江松平家七代藩主「松平治郷」^{はるさと}は藩政改革に取り組みながらも「茶の湯文化」を極め、後世に茶の湯という裾野の広い伝統文化を残してくれました。松江藩の財政は、相次ぐ風水害や凶作により窮乏を極めましたが、不断の藩政改革と薬用人参やはずら^{ろろう}などの特産品による殖産振興により、幕末には見事にその危機を克服したことは、新しい技術や文化などを広く受け入れ創意工夫する心を私たちに伝えてくれました。

明治維新後、解体の危機に瀕した「松江城天守」は多くの地元有志の努力により買い戻され、市民の力でその雄姿が今に伝えられ、平成の世で再度、国宝に指定されました。

さらに、時代を越えて継承された『古事記』は海を渡り、「ラフカディオ・ハーン」（小泉八雲）を松江に導きました。ハーンは、松江の人々の古き良き生活文化を「神々の国の首都」の暮らしぶりとして世界へ発信し、同時にオープンマインドで広く異文化を受け入れる大切さを伝えてくれました。一方で、近代化にむかう日本に対し、昔ながらの文化や芸術が失われていくことへの警鐘を鳴らしました。事実、時代のうねりの中で松江も多くのものを失ってきたと

言わざるを得ません。

こうした歴史を積み重ねてきた松江は、現代においても、多くの分野で文化性の高い表現者を輩出し、市民が主体的に様々な文化芸術活動に取り組む、文化芸術の薫り高いまちです。

「水の都松江」に住む人々は、いにしえより水とともに日常の生活を送ってきました。宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい朝日を見るたびに、時間を忘れ見とれた経験は、多くの人の記憶にあるはずです。この風光明媚な景観を後世に引き継いでいきたいという思いは、市民誰もがの願いと言えるでしょう。

時代の移り変わりとともに、経済性が優先されるようになったことで市民の暮らしぶりも大きく変化しました。さらに人口減少社会に突入したことで、地域で伝統行事や生活文化を守り伝えていくことが極めて難しくなっています。

私たちは、このままでは松江の伝統文化や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまうのではないかという強い危機感を抱きました。一方で、平成の時代に新たに加わったプログラミング言語「Ruby」は、古くから創意工夫と多様性を尊重してきた松江の新しい文化として育ちつつあります。

今まさに、市民が誇るべき松江の文化力の価値を再認識し、受け継ぎ、生かしていくとともに、新たに生まれる文化芸術を受け入れ、この松江のまちが、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが心豊かになれるまちであり続けることが求められています。

そのためにできること、やらなければならないことを明らかにし、実現に向け、力を合わせていくための指針を示すために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊富に残る文化財、地域に受け継がれる伝統行事、暮らしに根づく茶の湯文化や生活文化、市民の心の糧となる文化芸術活動、これらの拠点施設、人と自然が織りなす景観など、松江市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力（以下「松江の文化力」という。）を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくために、基本理念を定め、取組の視点を明らかにすることにより、本市における伝統文化芸術振興を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、次に掲げる事項を保存し、継承し、及び発展させて行うものとする。

(1) 古代から近代までの豊富な文化財

- (2) 地域に根づく伝統文化
- (3) 市民生活に根づく茶の湯文化
- (4) 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化
- (5) 市民とともに育む文化芸術活動
- (6) 伝統文化芸術活動の拠点となる施設
- (7) 宍道湖、堀川、中海等の松江的景観

2 前項の規定にかかわらず、松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、時代に応じて新たに生まれる文化芸術を受け入れ、及び松江の文化力を発展させて行うものとする。

(市の役割)

第3条 市は、基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、伝統文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民、伝統文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の伝統文化芸術活動に関心がある者（以下「文化に関わる者」という。）が行う取組に協力するものとする。

(文化に関わる者の役割)

第4条 文化に関わる者は、伝統文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 文化に関わる者は、自主的かつ主体的な活動への参加、支援等を通じ、伝統文化芸術振興に努めるものとする。

第2章 伝統文化芸術振興に関する取組の視点

(取組の視点)

第5条 市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い、第2条の基本理念の実現に当たって、次に掲げる事項を視点として取り入れながら伝統文化芸術振興に努めるものとする。

- (1) 松江の文化力を知る。
- (2) 松江の文化力を育てる。
- (3) 松江の文化力を伝える。
- (4) 松江の文化力を創造する。
- (5) 松江の文化力を活用する。
- (6) 松江の文化力を支える。

第3章 伝統文化芸術振興計画

(伝統文化芸術振興計画の策定)

第6条 市は、伝統文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定し、基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 2 市は、振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第4章 松江市伝統文化芸術振興審議会

(設置及び所掌事務)

第7条 次に掲げる事務を行うため、松江市伝統文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - (2) 振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、伝統文化芸術振興に関すること。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 12 条 議長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。